

令和8年春の交通安全 市民運動実施要綱

期 間 令和8年4月6日(月)から4月15日(水)までの10日間

市内一斉大立哨 令和8年4月10日(金)

目 的

春は気候も良く、外出する機会が増えるほか、新たな年度の始まりであり、不慣れな交通環境で通学や通勤時における交通事故の多発が心配されます。全国的な傾向としては、道路横断中の高齢者を巻き込む交通事故が多いことから、見通しの悪い交差点では一時停止や徐行、左右の安全確認を徹底して行うなど、市民一人一人が安全運転や安全行動の実践を通じて交通事故の防止を図ります。

運動重点

- 1 通学路・生活道路における子どもを始めとする歩行者の安全確保
- 2 「ながらスマホ」の根絶や歩行者優先等の安全運転意識の向上
- 3 自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底

トピックス

岡崎市交通安全功労者・功労団体及び全国受賞者

交通安全のためにご尽力されました以下の個人・団体へ感謝状が贈られました。

－ 受賞者 －

◎岡崎市交通安全功労者 6名

◆小幡 好和 ◆小尾 好男 ◆中根 浩司 ◆中山 孝之 ◆平岩 正美 ◆本多 秀雄

◎岡崎市交通安全功労団体 16団体

- ◆浄華保育園 ◆竹の子幼稚園
- ◆イオンモール岡崎 ◆アピタ岡崎北店 ◆フタバ産業株式会社
- ◆学区老人クラブ連合会 (大樹寺・矢作東・六名)
- ◆学区交通少年団 (三島・竜美丘・六名・豊富・夏山・宮崎・形埜・下山)

－ 全国受賞者 －

◎「交通安全功労者表彰」

◆小原 睦

◎交通栄誉賞「緑十字金賞」

◆小原 睦

◎交通栄誉賞「緑十字銀賞」

◆伊藤 隆泰



<敬称略>

年間スローガン

**ストップ・ザ
交通事故** 高めようモラル
守ろうルール

年間広報重点

- ・どこ見てる? 歩きスマホで 命とり
- ・自転車の ルール違反は 青キップ
- ・気の緩み 慣れた道には 落とし穴

今後の交通安全行事予定

- ・夏の交通安全市民運動 期間 7月11日(土)～ 7月20日(月) 10日間
市内一斉大立哨実施日 7月16日(木)
- ・秋の交通安全市民運動 期間 9月21日(月)～ 9月30日(水) 10日間
市内一斉大立哨実施日 9月25日(金)
- ・年末の交通安全市民運動 期間 12月 1日(火)～12月10日(木) 10日間
市内一斉大立哨実施日 12月 4日(金)

岡崎市交通安全推進協議会実施機関・団体名

岡崎市	岡崎商工会議所	岡陸タクシー株式会社
岡崎市議会	岡崎市学区社会教育委員長連絡協議会	株式会社エフエム岡崎
愛知県岡崎警察署	岡崎市小中学校校長会	株式会社チームエルエル
岡崎市教育委員会	岡崎市PTA連絡協議会	株式会社ホンダカーズ三河
国土交通省名古屋国道事務所	岡崎市保育園連絡協議会	株式会社マキタ岡崎工場
岡崎国道維持出張所	岡崎市保育園父母の会連絡協議会	中部電力パワーグリッド株式会社岡崎支社
愛知県西三河県民事務所	岡崎市立三園PTA連絡協議会	学校法人KTC学園
愛知県西三河建設事務所	岡崎市立こども園園長会	おおぞら高等学院岡崎キャンパス
	愛知県私立幼稚園連盟岡崎支部	東海旅客鉄道株式会社岡崎駅
岡崎市総代会連絡協議会	岡崎私立幼稚園PTA連絡協議会	東邦ガスネットワーク株式会社
岡崎幸田交通安全協会	連合愛知三河中地域協議会	東レ株式会社岡崎工場
岡崎地区安全運転管理連絡協議会	岡崎石油業協同組合	フタバ産業株式会社
岡崎地区交通安全指導員連絡協議会	愛知県自動車整備振興会岡崎支部	名鉄岡崎タクシー株式会社
岡崎市老人クラブ連合会	愛知県自転車モーター商協同組合岡崎支部	名鉄観光バス株式会社
岡崎地区交通少年団指導育成協議会	アピタ岡崎北店	名鉄バス株式会社岡崎営業所
岡崎市子ども会育成者連絡協議会	イオンモール岡崎	名古屋鉄道株式会社東岡崎幹事駅
西三東地区高等学校生徒指導研究会	ウイングタウン	三菱自動車工業株式会社
岡崎市幼児交通安全クラブ	岡崎建設協会	大東建託株式会社岡崎支店
社会福祉法人岡崎市社会福祉協議会	岡崎信用金庫	レンテック大敬株式会社岡崎営業所
社会福祉法人岡崎市福祉事業団	岡崎通運株式会社	株式会社ウィン
一般社団法人岡崎市医師会	岡崎陸運協会	ミクスネットワーク株式会社

【順不同】合計60実施機関・団体

主唱 岡崎市交通安全推進協議会

事務局：岡崎市市民安全部 防犯交通安全課 〒444-8601 岡崎市十王町2丁目9番地 TEL23-6340 FAX23-6570

《お知らせ》

令和8年4月1日から自転車の交通違反に対して

交通反則通告制度（いわゆる青切符）が導入されます！

●交通反則通告制度

交通反則通告制度とは、反則行為（道路交通法の違反行為のうち警察官が現認可能な明白で典型的なもの）をした者が検挙されると、定額の反則金の納付が通告され、その通告を受けた者は、反則金を任意に納付したときは、刑事手続に移行されることなく、その反則行為に係る事件について起訴されない制度です。

●対象

令和8年4月1日からは **16歳以上の自転車利用者**が犯した反則行為が対象となります。
※これまでは、自動車や原動機付自転車（特定小型原動機付自転車を含む。）の運転者が対象となっていました。

●自転車の主な反則行為と反則金の額

今回導入される自転車の交通反則通告制度の対象となる反則行為は、**113種類**あります。
主な反則行為と反則金の額は、以下の表のとおりです。

反則行為	反則金の額
携帯電話使用等（保持）	12,000円
信号無視（赤色等）	6,000円 (点減は5,000円)
通行区分違反 ※車道の右側を通行した場合など	6,000円
指定場所一時不停止等、無灯火運転	5,000円
公安委員会遵守事項違反 ※傘差し運転、大音量でのイヤホン使用運転など	5,000円
並進禁止違反	3,000円

●自転車ポータルサイト（警察庁）

『交通反則通告制度』のほかに、『自転車の交通ルール』や『自転車の取締りの考え方』が掲載されています。



自転車に乗る時は、ヘルメットを着用し、交通ルールを守りましょう！

令和8年9月1日から生活道路における

自動車の法定速度が引き下げられます！！



※「生活道路」とは、主に地域住民の日常生活に利用されるような、中央線などが無い道路のことです。
※ただし、すでに道路標示や道路標識等で制限速度が決められているところは対象外です。

詳しくは愛知県警察HPをご覧ください



学区別人身事故発生状況（令和7年1月～12月）

